

## 議案第28号関連資料

## 住宅新築資金等貸付金の債権放棄について

## 1 住宅新築資金等貸付制度

住宅新築資金等貸付制度は、歴史的社会的理由により生活環境の安全向上が阻害されてきた地域の環境の整備改善を図るため、当該地域の住民に対し、一般金融機関よりも緩和した条件(所得要件、抵当権、低金利など)で貸し付けを行うことにより、これらの地域の住宅環境の改善を図り、住民の福祉増進に寄与することを目的とした制度です。

昭和48年度に国から市町村への住宅新築資金等貸付制度の助成が開始され、本市においても、昭和49年度から平成7年度まで、住宅改修・新築資金、宅地取得資金の貸し付けを行ってきました。最終的に1,306件の貸し付けを行い、元金と利息を加えた調定累計額は62億1,857万386円となっています。

## 2 貸付金の償還状況

令和2年12月31日現在、償還未済額は1億1,408万6,722円で、償還率は98.2%となり、大部分の償還は終了していますが、借受人等の高齢化や死亡、所在不明、生活困窮などにより長期間の滞納も発生しています。

滞納に対しては、これまでも納付相談や納付督促により自主償還に取り組んできたほか、必要な場合には、債権管理担当や弁護士職員と連携し、抵当権の実行など法的措置も行いながら滞納金の償還を進めていますが、生活困窮等により一部滞納者については償還が困難な状況になっているため、市は、国の認定を受け回収不能助成金を受領しています。

## ※ 回収不能助成金制度の概要

借受人及び保証人からの償還がこれ以上困難であると国土交通省が認定し(借受人が死亡、破産、居所不明、生活保護等により償還が著しく困難であり、保証人からの償還も困難であると認められる場合)、滞納元金及び利子に対して4分の3の助成金が市へ支払われるもの。助成以降は国及び県からは償還事務が終了した債権として取り扱われます。

## 3 今回、債権放棄する理由及び元利金額等

- (1) 債務者の無資力による回収不能状況が継続し、消滅時効10年が経過したもの

1人 2,750,452円

- (2) 借受人の破産免責、生活困窮、死亡等により回収不能となり、国の認定を受け回収不能助成金を受領(見込を含む)したもの

4人 22,785,182円

(合計) 5人 25,535,634円

## 4 今後の取り組み

法的措置を含め、債権回収が見込める債務者に対しては、引き続き納税課債権管理担当とも連携しながら回収に努めていきます。